

原議保存期間10年
(平成29年12月末日まで)

警察庁内交指発第21号、内刑企発第17号

平成19年5月23日

警察庁交通局長

警察庁刑事局長

各管区警察局長
警視総監殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

「自動車等による業務上過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について

標記の件については、別添のとおり平成19年5月23日付け最高検企第144号をもって次長検事から通知があったので、通知する。

平成19年5月23日



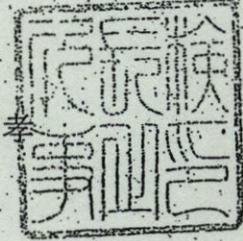
警察庁乙類収第 008号

最高検企第144号

平成19年5月23日

警察庁次長 吉村博人 殿

次長検事 横田 尤 孝



平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車等による
業務上過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として
用いられる書式について（依命通達）」の一部改正について（参考通知）

この度、標記の件について、別添のとおり検事長及び検事正に通達したので、参
考通知します。

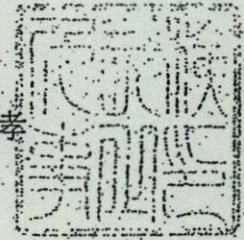
最高検企第143号

平成19年5月23日

検 事 長 殿

検 事 正 殿

次長検事 横 田 尤 孝



平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車等による業務上過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について（依命通達）

刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）が本日公布され、本年6月12日から施行されることに伴い、標記通達の一部を下記のとおり改正し、同日から実施することとしたので、同日から本改正に基づく取扱いが実施されるよう司法警察職員に指示することとされたい。

なお、改正前の様式による用紙が残存している場合には、施行日以降においても、当分の間、適宜修正を加え、これを使用して差し支えないので、併せて伝達願いたい。

おって、本件については、法務省刑事局、最高裁判所及び警察庁と協議済みである。

記

- 1 題名「自動車等による業務上過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」を「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」に改める。
- 2 第2中「道路交通法第2条所定の車両」を「自動車運転過失傷害、道路交通法

第2条所定の車両」に改める。

3 別添1中「自動車等による業務上過失傷害等事件簡約特例書式目次」を「自動車運転過失傷害等事件簡約特例書式目次」に改める。

4 別添1自動車等による業務上過失傷害等事件簡約特例書式の様式第1号の被疑者欄中

「

罪名	<input type="checkbox"/> 業務上過失傷害 刑法211条1項前段
	<input type="checkbox"/> 過失傷害 刑法209条1項 <input type="checkbox"/> 重過失傷害 刑法211条1項後段
罰条	<input type="checkbox"/> 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号

」を

「

罪名	<input type="checkbox"/> 自動車運転過失傷害 刑法211条2項
	<input type="checkbox"/> 業務上過失傷害 刑法211条1項前段
罰条	<input type="checkbox"/> 過失傷害 刑法209条1項 <input type="checkbox"/> 重過失傷害 刑法211条1項後段
	<input type="checkbox"/> 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号

」に

改める。

5 別添2簡約特例書式運用要領第2、1、(1)、ア中「本欄において、」の次に「自動車運転過失傷害事件又は」を、「罪名・罰条欄に記入することとしたのは、」の次に「自動車運転過失傷害事件又は」を加える。